

首里城復興関連著作物に係る使用要領

(目的)

第1条 この要領は、首里城復興関連動画および写真等の著作物（以下「著作物」という。）の使用に関して必要な事項を定め、首里城復興に向けて、首里城の魅力、歴史的価値を再認識する機会を創出するとともに、首里城復旧・復興への関心に繋がる効果が期待される取り組みを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において著作物とは、沖縄県（以下「県」という。）の著作物である、動画および写真等のことをいう。

(権利)

第3条 著作物に関する一切の権利は、県に帰属する。

(使用の申請)

第4条 著作物を使用する者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、並びに県、公的機関及び公的機関が実施する首里城復興関連事業等を受託した企業が公的目的で使用する場合を除き、あらかじめ沖縄県土木建築部首里城復興課長（以下「首里城復興課長」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）を首里城復興課長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 首里城復興課長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が県の首里城復興に関する施策に寄与すると認めるときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、首里城復興課長は必要があると認める場合には、著作物の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 首里城復興課長は、使用承認を行ったときは、使用承認書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第6条 著作物の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、首里城復興課長は承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 首里城および首里城復旧・復興への取り組みのイメージの低下に繋がると認められる場

合

- (3) 第三者の利益を侵害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 条）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者が関わる事業の場合
- (6) 動画の視聴を有料化する場合
- (7) その他首里城復興課長が不適切と認める場合

（使用料）

第 7 条 使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第 8 条 第 5 条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容の範囲内で利用すること
- (2) 当該使用にかかる取組結果を報告すること
- (3) 許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと
- (4) 著作物に対し、原則として二次加工をしないこと

（使用承認の取消し）

第 9 条 首里城復興課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、取消しの日から利用することができない。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他著作物の使用継続が不相当であると認められた場合

2 県は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 首里城復興課長は、使用者に著作物の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

（損失補償等の責任）

第 10 条 県は、著作物の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、著作物を使用した取組により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責

任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、著作物の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に補償しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、首里城復興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。